

26 議案第29号関係

(1)おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例 新旧対照表 (抜粋) (第1条関係)

改正案	現行
<p>(通勤手当、期末手当等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項に規定する通勤手当、寒冷地手当及び期末手当の支給方法については、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例(平成18年おいらせ町条例第43号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。この場合において、給与条例第26条第2項中「100分の117.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の132.5」とあるのは「<b>100分の155</b>」とし、期末手当基礎額は、同条第4項及び第5項の規定にかかわらず、給料月額にその100分の20の割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(通勤手当、期末手当等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項に規定する通勤手当、寒冷地手当及び期末手当の支給方法については、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例(平成18年おいらせ町条例第43号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。この場合において、給与条例第26条第2項中「100分の117.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の132.5」とあるのは「<b>100分の150</b>」とし、期末手当基礎額は、同条第4項及び第5項の規定にかかわらず、給料月額にその100分の20の割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

(第2条関係)

改正案	現行
<p>(通勤手当、期末手当等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項に規定する通勤手当、寒冷地手当及び期末手当の支給方法については、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例(平成18年おいらせ町条例第43号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。この場合において、給与条例第26条第2項中「100分の117.5」とあるのは「<b>100分の142.5</b>」と、「100分の132.5」とあるのは「<b>100分の152.5</b>」とし、期末手当基礎額は、同条第4項及び第5項の規定にかかわらず、給料月額にその100分の20の割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(通勤手当、期末手当等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項に規定する通勤手当、寒冷地手当及び期末手当の支給方法については、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例(平成18年おいらせ町条例第43号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。この場合において、給与条例第26条第2項中「100分の117.5」とあるのは「<b>100分の140</b>」と、「100分の132.5」とあるのは「<b>100分の155</b>」とし、期末手当基礎額は、同条第4項及び第5項の規定にかかわらず、給料月額にその100分の20の割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

(2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例 新旧対照表 (抜粋) (第3条関係)

改正案	現行
<p>附 則</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、第2条から第5条までの規定は適用せず、この条例による改正前のおいらせ町特別職報酬等審議会条例第2条、おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例第1条、第2条及び第4条若しくはおいらせ町特別職の職員の旅費支給条例別表第1及び別表第2の規定又は廃止前のおいらせ町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の規定は、なおその効力を有する。<u>この場合において、廃止前のおいらせ町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例第3条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の142.5」と、「100分の150」とあるの「100分の155」とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、第2条から第5条までの規定は適用せず、この条例による改正前のおいらせ町特別職報酬等審議会条例第2条、おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例第1条、第2条及び第4条若しくはおいらせ町特別職の職員の旅費支給条例別表第1及び別表第2の規定又は廃止前のおいらせ町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の規定は、なおその効力を有する。</p>